

ごみの出し方が変わります！

10月からルール
が変わるっ！



問 市生活環境課 TEL 34-0370

指定ごみ袋など導入の背景

次の5つの理由から指定ごみ袋などを導入します。



1 結城市のごみ排出状況

	結城市	全国平均	茨城県平均
1人1日当たりのごみ排出量	630g	466g	575g

※令和7年度一般廃棄物処理実態調査（対象年度令和6年度）結果より

2 ごみ処理施設の維持

本市のごみ処理を担っている環境センターの経費を削減するために、ごみ減量化と分別が必要不可欠です。

3 茨城県内の指定ごみ袋・ごみ有料化の状況

指定ごみ袋導入自治体	44市町村 / 44市町村（R9.4.1～）
ごみ有料化導入自治体	24市町村 / 44市町村（R9.4.1～）

◎ 結城市では有料化していません。

4 環境負荷の軽減

国は、プラスチックごみの削減を図るため、ごみ処理施設の建て替えや改修費用に係る補助金の条件にプラスチック類の分別収集を追加しました。

そのため、筑西広域市町村圏の構成市（結城市、筑西市、桜川市）は、プラスチック類の分別収集を開始して環境負荷の軽減を目指します。

5 ごみ収集時の安全確保

ごみ収集車や処理施設の火災事故の多くは、ごみに混入したリチウムイオン電池などの小型充電式電池類が原因と考えられているため、小型充電式電池類の分別収集を開始します。

指定ごみ袋の導入

令和8年10月から販売予定

令和9年4月から完全移行

結城市指定ごみ袋 ※「ごみ有料化」ではありません。

もやしつかないごみ

袋サイズ
15ℓ～45ℓ



もやせないごみ

30ℓ以下の
透明な袋

※レジ袋や半透明の
袋は不可

ポイント！

令和9年4月以降は原則、指定ごみ袋でなければ違反ごみとなるため、収集できません。

Q 指定ごみ袋はどこで買えますか。

A 市内および周辺地域のホームセンター、ドラッグストア、スーパーなどで販売を予定しています。指定ごみ袋取扱店は、決定次第、市ホームページにて順次公開・更新します。

完全移行間際の令和9年3月は、一時的に欠品になる可能性がありますので、早目の準備を心がけてください。

Q 今までのごみ袋は使用できなくなりますか。

A 令和9年4月からは、指定ごみ袋の使用が原則となりますが、袋の色・サイズ・ごみの種類によっては、以下の場合に限り、使用できます。

【透明の袋】

45ℓ以下 「プラスチック資源」「もやしつかないごみの適用除外品」に使用可。

30ℓ以下 「プラスチック資源」「もやしつかないごみの適用除外品」「もやせないごみ」に使用可。

【半透明の袋】

45ℓ以下 「もやしつかないごみの適用除外品」に使用可。

※ 環境センターへ直接ごみを搬入する場合は、指定ごみ袋以外の袋も使用できます。

Q 他市町村の指定ごみ袋は使えますか。

A 他市町村の指定ごみ袋は、市のごみ集積所では使用できません。必ず「結城市指定ごみ袋」を使用してください。

Q もやしつかないごみで2重袋にしたい物があるが、2重袋は禁止ですか。

A 生ごみ、サニタリー用品など、必要最小限の2重袋は問題ありません。

Q もやせないごみの袋に入らない物はどうすればいいですか。

A 傘やフライパン、水槽などを除き、30ℓ以下の透明な袋に入らないものは粗大ごみで出してください。

Q バラの枝など、とげがあるものはどう出せばいいですか。

A とげの部分を新聞紙などで覆い、ひもで縛り、もやしつかないごみで出してください。